

# 第3章 計画の推進

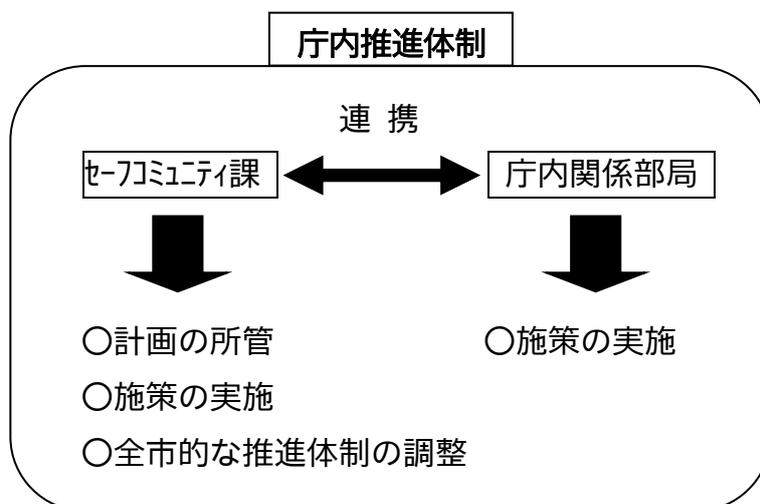
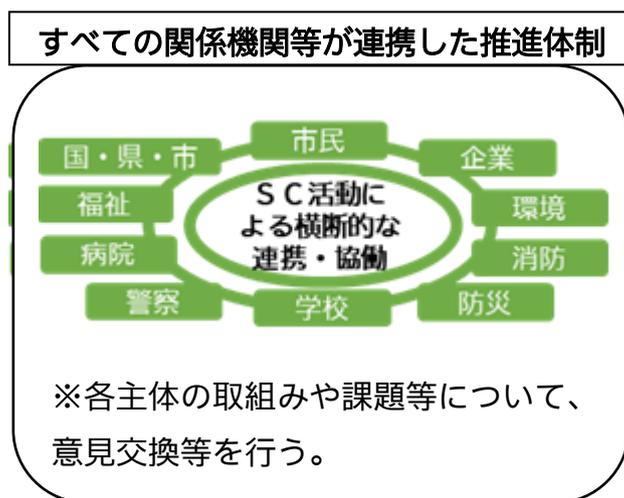
## 1 推進体制

### (1) すべての関係機関等が連携した推進体制

本計画の着実な推進を図るためには、市民、国、県、市、関係機関・団体等が緊密な連携を図り、各主体の取組みや課題について、お互いに認識を深め、情報の共有や意見交換を行うとともに、市民の自主的な交通安全活動を推進します。

### (2) 庁内推進体制

計画に盛り込まれた施策については、市が取り組むとされた事業等を着実に遂行するため、交通安全に関する施策を担う庁内関係部局における連携を図っていきます。



役割分担							
------	--	--	--	--	--	--	--

	国	県	警察	市	病院	企業	市民
市民活動	○ (啓発)	○ (啓発)	○ (啓発)	○ (啓発)	○ (参加)	○ (参加)	○ (参加)
運転者の育成			○				
違反者取締り			○				
マナー向上	○ (教育)		○ (教育)				○ (遵守)
法令順守	○ (規制)		○ (規制)				○ (遵守)
法令改正	○		○				
救助・救急		○		○	○		
被害者支援	○	○		○			
情報収集・提供	○	○	○	○			
道路整備の改良	○	○	○	○			
公共交通の整備	○	○		○		○	
安全技術の開発	○					○	
基盤インフラ整備	○	○		○			